【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（財務大臣への通知）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十九条若しくは第三十三条の二の規定による登録（第二十九条の登録においては、当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）又は第三十一条第四項の規定による変更登録（第一種金融商品取引業を行う者以外の者が第一種金融商品取引業を行う者とする旨の変更登録及び第一種金融商品取引業を行う者が第一種金融商品取引業以外の業務のみを行う旨の変更登録に限る。）

二　第三十条第一項の規定による認可

三　第五十二条第一項、第五十二条の二第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十二条第一項若しくは第四項、第五十三条第三項又は第五十四条の規定による第二十九条の登録の取消し

五　第五十二条の二第一項若しくは第三項又は第五十四条の規定による第三十三条の二の登録の取消し

六　第五十二条第一項の規定による第三十条第一項の認可の取消し

七　第六十条第一項の規定による許可

八　第六十条の八第一項の規定による命令

九　第六十条の八第一項又は第六十条の九の規定による第六十条第一項の許可の取消し

十　第六十七条の二第二項の規定による認可

十一　第六十七条の六又は第七十四条第一項の規定による第六十七条の二第二項の認可の取消し

十二　第六十七条の八第二項の規定による同条第一項第十三号に掲げる事項に係る定款の変更の認可（店頭売買有価証券市場を開設又は閉鎖する場合に係るものに限る。）

十三　第七十四条第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十四　第七十七条の六第二項の規定による認可

十五　第八十条第一項の規定による免許

十六　第百六条の三第一項の規定による認可

十七　第百六条の七第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令

十八　第百六条の七第一項の規定による第百六条の三第一項の認可の取消し

十九　第百六条の十第一項又は第三項ただし書の規定による認可

二十　第百六条の十七第一項の規定による認可

二十一　第百六条の二十一第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令

二十二　第百六条の二十一第一項の規定による第百六条の十七第一項の認可の取消し

二十三　第百六条の二十六の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十四　第百六条の二十八第一項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による命令

二十五　第百六条の二十八第一項の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十六　第百三十五条第一項の規定による認可

二十七　第百四十条第一項の規定による認可

二十八　第百四十八条又は第百五十二条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

二十九　第百四十九条第一項の規定による認可（取引所金融商品市場の全部の閉鎖に係るものに限る。）

三十　第百五十二条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更又は業務の一部の禁止の命令

三十一　第百五十二条第一項第二号の規定による命令

三十二　第百五十五条第一項の規定による認可

三十三　第百五十五条の六又は第百五十五条の十第一項の規定による第百五十五条第一項の認可の取消し

三十四　第百五十五条の十第一項の規定による命令

三十五　第百五十六条の二の規定による免許又は第百五十六条の十九の規定による承認

三十六　第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六条の二の免許の取消し又は第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の二十の規定による第百五十六条の十九の承認の取消し

三十七　第百五十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三十八　第百五十六条の十八の規定による認可

三十九　第百五十六条の二十四第一項の規定による免許

四十　第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

四十一　第百五十六条の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四十二　第百五十六条の三十六の規定による認可

２　内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一　第五十条の二第一項又は第七項の規定による届出

二　第六十条の七の規定による届出

三　第六十七条の十六の規定による届出（認可金融商品取引業協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

四　第七十七条の六第三項の規定による届出

五　第百六条の八第二項（第百六条の二十二第二項及び第百七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出

六　第百二十条の規定による届出

七　第百二十八条の規定による届出（取引所金融商品市場ごとの有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

八　第百三十四条第二項又は第百三十五条第二項の規定による届出

九　第百五十五条の八第二項の規定による届出

３　内閣総理大臣は、認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所につき、第七十七条の六第四項又は第百五十四条の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（財務大臣への通知）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十九条若しくは第三十三条の二の規定による登録（第二十九条の登録においては、当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）又は第三十一条第四項の規定による変更登録（第一種金融商品取引業を行う者以外の者が第一種金融商品取引業を行う者とする旨の変更登録及び第一種金融商品取引業を行う者が第一種金融商品取引業以外の業務のみを行う旨の変更登録に限る。）

二　第三十条第一項の規定による認可

三　第五十二条第一項、第五十二条の二第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十二条第一項若しくは第四項、第五十三条第三項又は第五十四条の規定による第二十九条の登録の取消し

五　第五十二条の二第一項若しくは第三項又は第五十四条の規定による第三十三条の二の登録の取消し

六　第五十二条第一項の規定による第三十条第一項の認可の取消し

七　第六十条第一項の規定による許可

八　第六十条の八第一項の規定による命令

九　第六十条の八第一項又は第六十条の九の規定による第六十条第一項の許可の取消し

十　第六十七条の二第二項の規定による認可

十一　第六十七条の六又は第七十四条第一項の規定による第六十七条の二第二項の認可の取消し

十二　第六十七条の八第二項の規定による同条第一項第十三号に掲げる事項に係る定款の変更の認可（店頭売買有価証券市場を開設又は閉鎖する場合に係るものに限る。）

十三　第七十四条第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十四　第七十七条の六第二項の規定による認可

十五　第八十条第一項の規定による免許

十六　第百六条の三第一項　の規定による認可

十七　第百六条の七第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令

十八　第百六条の七第一項の規定による第百六条の三第一項　の認可の取消し

十九　第百六条の十第一項又は第三項ただし書の規定による認可

二十　第百六条の十七第一項　の規定による認可

二十一　第百六条の二十一第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令

二十二　第百六条の二十一第一項の規定による第百六条の十七第一項　の認可の取消し

二十三　第百六条の二十六の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十四　第百六条の二十八第一項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による命令

二十五　第百六条の二十八第一項の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十六　第百三十五条第一項の規定による認可

二十七　第百四十条第一項の規定による認可

二十八　第百四十八条又は第百五十二条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

二十九　第百四十九条第一項の規定による認可（取引所金融商品市場の全部の閉鎖に係るものに限る。）

三十　第百五十二条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更又は業務の一部の禁止の命令

三十一　第百五十二条第一項第二号の規定による命令

三十二　第百五十五条第一項の規定による認可

三十三　第百五十五条の六又は第百五十五条の十第一項の規定による第百五十五条第一項の認可の取消し

三十四　第百五十五条の十第一項の規定による命令

三十五　第百五十六条の二の規定による免許又は第百五十六条の十九の規定による承認

三十六　第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六条の二の免許の取消し又は第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の二十の規定による第百五十六条の十九の承認の取消し

三十七　第百五十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三十八　第百五十六条の十八の規定による認可

三十九　第百五十六条の二十四第一項の規定による免許

四十　第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

四十一　第百五十六条の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四十二　第百五十六条の三十六の規定による認可

２　内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一　第五十条の二第一項又は第七項の規定による届出

二　第六十条の七の規定による届出

三　第六十七条の十六の規定による届出（認可金融商品取引業協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

四　第七十七条の六第三項の規定による届出

五　第百六条の八第二項（第百六条の二十二第二項及び第百七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出

六　第百二十条の規定による届出

七　第百二十八条の規定による届出（取引所金融商品市場ごとの有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

八　第百三十四条第二項又は第百三十五条第二項の規定による届出

九　第百五十五条の八第二項の規定による届出

３　内閣総理大臣は、認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所につき、第七十七条の六第四項又は第百五十四条の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

（改正前）

（新設）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十八条の規定による登録

二　第二十九条第一項の規定による認可

三　第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三の規定による第二十八条の登録の取消し

（五　新設）

五　第五十六条第一項の規定による第二十九条第一項の認可の取消し

（七～九　新設）

六　第六十八条第二項の規定による認可

七　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

八　第七十四条第二項の規定による同条第一項第十三号に掲げる事項に係る定款の変更の認可（店頭売買有価証券市場を開設又は閉鎖する場合に係るものに限る。）

九　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十　第七十九条の十八第二項の規定による認可

十一　第八十条第一項の規定による免許

十二　第百六条の三第一項又は第四項ただし書の規定による認可

十三　第百六条の七第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令

十四　第百六条の七第一項の規定による第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可の取消し

十五　第百六条の十第一項又は第三項ただし書の規定による認可

十六　第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の規定による認可

十七　第百六条の二十一第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令

十八　第百六条の二十一第一項の規定による第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

十九　第百六条の二十六の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十　第百六条の二十八第一項（第百六条の三十一において準用する場合を含む。）の規定による命令

二十一　第百六条の二十八第一項の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十二　第百三十五条第一項の規定による認可

二十三　第百四十条第一項の規定による認可

二十四　第百四十八条又は第百五十二条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

二十五　第百四十九条第一項の規定による認可（取引所有価証券市場の全部の閉鎖に係るものに限る。）

二十六　第百五十二条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更又は業務の一部の禁止の命令

二十七　第百五十二条第一項第二号の規定による命令

二十八　第百五十五条第一項の規定による認可

二十九　第百五十五条の六又は第百五十五条の十第一項の規定による第百五十五条第一項の認可の取消し

三十　第百五十五条の十第一項の規定による命令

三十一　第百五十六条の二の規定による免許又は第百五十六条の十九の規定による承認

三十二　第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六条の二の免許の取消し又は第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の二十の規定による第百五十六条の十九の承認の取消し

三十三　第百五十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三十四　第百五十六条の十八の規定による認可

三十五　第百五十六条の二十四第一項の規定による免許

三十六　第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

三十七　第百五十六条の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三十八　第百五十六条の三十六の規定による認可

②　内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一　第五十五条第一項又は第四項の規定による届出

（二　新設）

二　第七十八条の三の規定による届出（証券業協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

三　第七十九条の十八第三項の規定による届出

四　第百六条の八第二項（第百六条の二十二第二項及び第百六条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出

五　第百九条の規定による届出

六　第百十四条の規定による届出（取引所有価証券市場ごとの有価証券の売買等の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

七　第百三十四条第二項又は第百三十五条第二項の規定による届出

八　第百五十五条の八第二項の規定による届出

③　内閣総理大臣は、証券業協会又は証券取引所につき、第七十九条の十八第四項又は第百五十三条の二の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十八条の規定による登録

二　第二十九条第一項の規定による認可

三　第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三の規定による第二十八条の登録の取消し

五　第五十六条第一項の規定による第二十九条第一項の認可の取消し

六　第六十八条第二項の規定による認可

七　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

八　第七十四条第二項の規定による同条第一項第十三号に掲げる事項に係る定款の変更の認可（店頭売買有価証券市場を開設又は閉鎖する場合に係るものに限る。）

九　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十　第七十九条の十八第二項の規定による認可

十一　第八十条第一項の規定による免許

十二　第百六条の三第一項又は第四項ただし書の規定による認可

十三　第百六条の七第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令

十四　第百六条の七第一項の規定による第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可の取消し

十五　第百六条の十第一項又は第三項ただし書の規定による認可

十六　第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の規定による認可

十七　第百六条の二十一第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令

十八　第百六条の二十一第一項の規定による第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

十九　第百六条の二十六の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十　第百六条の二十八第一項（第百六条の三十一において準用する場合を含む。）の規定による命令

二十一　第百六条の二十八第一項の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十二　第百三十五条第一項の規定による認可

二十三　第百四十条第一項の規定による認可

二十四　第百四十八条又は第百五十二条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

二十五　第百四十九条第一項の規定による認可（取引所有価証券市場の全部の閉鎖に係るものに限る。）

二十六　第百五十二条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更又は業務の一部の禁止の命令

二十七　第百五十二条第一項第二号の規定による命令

二十八　第百五十五条第一項の規定による認可

二十九　第百五十五条の六又は第百五十五条の十第一項の規定による第百五十五条第一項の認可の取消し

三十　第百五十五条の十第一項の規定による命令

三十一　第百五十六条の二の規定による免許又は第百五十六条の十九の規定による承認

三十二　第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六条の二の免許の取消し又は第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の二十の規定による第百五十六条の十九の承認の取消し

三十三　第百五十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三十四　第百五十六条の十八の規定による認可

三十五　第百五十六条の二十四第一項の規定による免許

三十六　第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

三十七　第百五十六条の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三十八　第百五十六条の三十六の規定による認可

②　内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一　第五十五条第一項又は第四項の規定による届出

二　第七十八条の三の規定による届出（証券業協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

三　第七十九条の十八第三項の規定による届出

四　第百六条の八第二項（第百六条の二十二第二項及び第百六条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出

五　第百九条の規定による届出

六　第百十四条の規定による届出（取引所有価証券市場ごとの有価証券の売買等の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

七　第百三十四条第二項又は第百三十五条第二項の規定による届出

八　第百五十五条の八第二項の規定による届出

③　内閣総理大臣は、証券業協会又は証券取引所につき、第七十九条の十八第四項又は第百五十三条の二の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

（改正前）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十八条の規定による登録

二　第二十九条第一項の規定による認可

三　第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三の規定による第二十八条の登録の取消し

五　第五十六条第一項の規定による第二十九条第一項の認可の取消し

六　第六十八条第二項の規定による認可

七　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

八　第七十四条第二項の規定による同条第一項第十二号に掲げる事項に係る定款の変更の認可（店頭売買有価証券市場を開設又は閉鎖する場合に係るものに限る。）

九　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十　第七十九条の十八第二項の規定による認可

十一　第八十条第一項の規定による免許

十二　第百六条の三第一項又は第四項ただし書の規定による認可

十三　第百六条の七第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令

十四　第百六条の七第一項の規定による第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可の取消し

十五　第百六条の十第一項又は第三項ただし書の規定による認可

十六　第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の規定による認可

十七　第百六条の二十一第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令

十八　第百六条の二十一第一項の規定による第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

十九　第百六条の二十六の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十　第百六条の二十八第一項（第百六条の三十一において準用する場合を含む。）の規定による命令

二十一　第百六条の二十八第一項の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十二　第百三十五条第一項の規定による認可

二十三　第百四十条第一項の規定による認可

二十四　第百四十八条又は第百五十二条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

二十五　第百四十九条第一項の規定による認可（取引所有価証券市場の全部の閉鎖に係るものに限る。）

二十六　第百五十二条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更又は業務の一部の禁止の命令

二十七　第百五十二条第一項第二号の規定による命令

二十八　第百五十五条第一項の規定による認可

二十九　第百五十五条の六又は第百五十五条の十第一項の規定による第百五十五条第一項の認可の取消し

三十　第百五十五条の十第一項の規定による命令

三十一　第百五十六条の二の規定による免許又は第百五十六条の十九の規定による承認

三十二　第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六条の二の免許の取消し又は第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の二十の規定による第百五十六条の十九の承認の取消し

三十三　第百五十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三十四　第百五十六条の十八の規定による認可

三十五　第百五十六条の二十四第一項の規定による免許

三十六　第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

三十七　第百五十六条の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三十八　第百五十六条の三十六の規定による認可

②　内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一　第五十五条第一項又は第四項の規定による届出

二　第七十八条の三の規定による届出（証券業協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

三　第七十九条の十八第三項の規定による届出

四　第百六条の八第二項（第百六条の二十二第二項及び第百六条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出

五　第百九条の規定による届出

六　第百十七条の規定による届出（取引所有価証券市場ごとの有価証券の売買等の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

七　第百三十四条第二項又は第百三十五条第二項の規定による届出

八　第百五十五条の八第二項の規定による届出

③　内閣総理大臣は、証券業協会又は証券取引所につき、第七十九条の十八第四項又は第百五十三条の二の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】

（改正後）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十八条の規定による登録

二　第二十九条第一項の規定による認可

三　第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三の規定による第二十八条の登録の取消し

五　第五十六条第一項の規定による第二十九条第一項の認可の取消し

六　第六十八条第二項の規定による認可

七　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

八　第七十四条第二項の規定による同条第一項第十二号に掲げる事項に係る定款の変更の認可（店頭売買有価証券市場を開設又は閉鎖する場合に係るものに限る。）

九　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十　第七十九条の十八第二項の規定による認可

十一　第八十条第一項の規定による免許

十二　第百六条の三第一項又は第四項ただし書の規定による認可

十三　第百六条の七第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令

十四　第百六条の七第一項の規定による第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可の取消し

十五　第百六条の十第一項又は第三項ただし書の規定による認可

十六　第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の規定による認可

十七　第百六条の二十一第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令

十八　第百六条の二十一第一項の規定による第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

十九　第百六条の二十六の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十　第百六条の二十八第一項（第百六条の三十一において準用する場合を含む。）の規定による命令

二十一　第百六条の二十八第一項の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十二　第百三十五条第一項の規定による認可

二十三　第百四十条第一項の規定による認可

二十四　第百四十八条又は第百五十二条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

二十五　第百四十九条第一項の規定による認可（取引所有価証券市場の全部の閉鎖に係るものに限る。）

二十六　第百五十二条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更又は業務の一部の禁止の命令

二十七　第百五十二条第一項第二号の規定による命令

二十八　第百五十五条第一項の規定による認可

二十九　第百五十五条の六又は第百五十五条の十第一項の規定による第百五十五条第一項の認可の取消し

三十　第百五十五条の十第一項の規定による命令

三十一　第百五十六条の二の規定による免許又は第百五十六条の十九の規定による承認

三十二　第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六条の二の免許の取消し又は第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の二十の規定による第百五十六条の十九の承認の取消し

三十三　第百五十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三十四　第百五十六条の十八の規定による認可

三十五　第百五十六条の二十四第一項の規定による免許

三十六　第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

三十七　第百五十六条の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三十八　第百五十六条の三十六の規定による認可

②　内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一　第五十五条第一項又は第四項の規定による届出

二　第七十八条の三の規定による届出（証券業協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

三　第七十九条の十八第三項の規定による届出

四　第百六条の八第二項（第百六条の二十二第二項及び第百六条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出

五　第百九条の規定による届出

六　第百十七条の規定による届出（取引所有価証券市場ごとの有価証券の売買等の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

七　第百三十四条第二項又は第百三十五条第二項の規定による届出

八　第百五十五条の八第二項の規定による届出

③　内閣総理大臣は、証券業協会又は証券取引所につき、第七十九条の十八第四項又は第百五十三条の二の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

（改正前）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十八条の規定による登録

二　第二十九条第一項の規定による認可

三　第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三の規定による第二十八条の登録の取消し

五　第五十六条第一項の規定による第二十九条第一項の認可の取消し

六　第六十八条第二項の規定による認可

七　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

八　第七十四条第二項の規定による同条第一項第十二号に掲げる事項に係る定款の変更の認可（店頭売買有価証券市場を開設又は閉鎖する場合に係るものに限る。）

九　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十　第七十九条の十八第二項の規定による認可

十一　第八十条第一項の規定による免許

十二　第百六条の三第一項又は第四項ただし書の規定による認可

十三　第百六条の七第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令

十四　第百六条の七第一項の規定による第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可の取消し

十五　第百六条の十第一項又は第三項ただし書の規定による認可

十六　第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の規定による認可

十七　第百六条の二十一第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令

十八　第百六条の二十一第一項の規定による第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

十九　第百六条の二十六の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十　第百六条の二十八第一項（第百六条の三十一において準用する場合を含む。）の規定による命令

二十一　第百六条の二十八第一項の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十二　第百三十五条第一項の規定による認可

二十三　第百四十条第一項の規定による認可

二十四　第百四十八条又は第百五十二条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

二十五　第百四十九条第一項の規定による認可（取引所有価証券市場の全部の閉鎖に係るものに限る。）

二十六　第百五十二条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更又は業務の一部の禁止の命令

二十七　第百五十二条第一項第二号の規定による命令

二十八　第百五十五条第一項の規定による認可

二十九　第百五十五条の六又は第百五十五条の十第一項の規定による第百五十五条第一項の認可の取消し

三十　第百五十五条の十第一項の規定による命令

三十一　第百五十六条の二の規定による免許又は第百五十六条の十九の規定による承認

三十二　第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六条の二の免許の取消し又は第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の二十の規定による第百五十六条の十九の承認の取消し

三十三　第百五十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三十四　第百五十六条の十八の規定による認可

三十五　第百五十六条の二十四第一項の規定による免許

三十六　第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

三十七　第百五十六条の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三十八　第百五十六条の三十六の規定による認可

②　内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一　第五十五条第一項又は第四項の規定による届出

二　第七十八条の三の規定による届出（証券業協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

三　第七十九条の十八第三項の規定による届出

四　第百六条の八第二項（第百六条の二十二第二項及び第百六条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出

五　第百九条の規定による届出

六　第百十七条の規定による届出（取引所有価証券市場ごとの有価証券の売買等の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

七　第百三十四条第二項又は第百三十五条第二項の規定による届出

八　第百五十五条の八第二項の規定による届出

③　内閣総理大臣は、証券業協会又は証券取引所につき、裁判所から、破産法第百二十五条第一項又は第二項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十八条の規定による登録

二　第二十九条第一項の規定による認可

三　第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三の規定による第二十八条の登録の取消し

五　第五十六条第一項の規定による第二十九条第一項の認可の取消し

六　第六十八条第二項の規定による認可

七　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

八　第七十四条第二項の規定による同条第一項第十二号に掲げる事項に係る定款の変更の認可（店頭売買有価証券市場を開設又は閉鎖する場合に係るものに限る。）

九　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十　第七十九条の十八第二項の規定による認可

十一　第八十条第一項の規定による免許

十二　第百六条の三第一項又は第四項ただし書の規定による認可

十三　第百六条の七第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令

十四　第百六条の七第一項の規定による第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可の取消し

十五　第百六条の十第一項又は第三項ただし書の規定による認可

十六　第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の規定による認可

十七　第百六条の二十一第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令

十八　第百六条の二十一第一項の規定による第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

十九　第百六条の二十六の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十　第百六条の二十八第一項（第百六条の三十一において準用する場合を含む。）の規定による命令

二十一　第百六条の二十八第一項の規定による第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十二　第百三十五条第一項の規定による認可

二十三　第百四十条第一項の規定による認可

二十四　第百四十八条又は第百五十二条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

二十五　第百四十九条第一項の規定による認可（取引所有価証券市場の全部の閉鎖に係るものに限る。）

二十六　第百五十二条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更又は業務の一部の禁止の命令

二十七　第百五十二条第一項第二号の規定による命令

二十八　第百五十五条第一項の規定による認可

二十九　第百五十五条の六又は第百五十五条の十第一項の規定による第百五十五条第一項の認可の取消し

三十　第百五十五条の十第一項の規定による命令

三十一　第百五十六条の二の規定による免許又は第百五十六条の十九の規定による承認

三十二　第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六条の二の免許の取消し又は第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の二十の規定による第百五十六条の十九の承認の取消し

三十三　第百五十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三十四　第百五十六条の十八の規定による認可

三十五　第百五十六条の二十四第一項の規定による免許

三十六　第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

三十七　第百五十六条の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三十八　第百五十六条の三十六の規定による認可

②　内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一　第五十五条第一項又は第四項の規定による届出

二　第七十八条の三の規定による届出（証券業協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

三　第七十九条の十八第三項の規定による届出

四　第百六条の八第二項（第百六条の二十二第二項及び第百六条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出

五　第百九条の規定による届出

六　第百十七条の規定による届出（取引所有価証券市場ごとの有価証券の売買等の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

七　第百三十四条第二項又は第百三十五条第二項の規定による届出

八　第百五十五条の八第二項の規定による届出

③　内閣総理大臣は、証券業協会又は証券取引所につき、裁判所から、破産法第百二十五条第一項又は第二項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

（改正前）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十八条の規定による登録

二　第二十九条第一項の規定による認可

三　第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三の規定による第二十八条の登録の取消し

五　第五十六条第一項の規定による第二十九条第一項の認可の取消し

六　第六十八条第二項の規定による認可

七　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

八　第七十四条第二項の規定による同条第一項第十二号に掲げる事項に係る定款の変更の認可（店頭売買有価証券市場を開設又は閉鎖する場合に係るものに限る。）

九　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十　第七十九条の十八第二項の規定による認可

十一　第八十条第一項の規定による免許

（十二～二十一　新設）

十二　第百三十五条第一項の規定による認可

十三　第百四十条第一項の規定による認可

十四　第百五十一条又は第百五十五条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

十五　第百五十二条第一項の規定による認可（取引所有価証券市場の全部の閉鎖に係るものに限る。）

十六　第百五十五条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更又は業務の一部の禁止の命令

十七　第百五十五条第一項第二号の規定による命令

（二十八～三十　新設）

十八　第百五十六条の二の規定による免許又は第百五十六条の十九の規定による承認

十九　第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六条の二の免許の取消し又は第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の二十の規定による第百五十六条の十九の承認の取消し

二十　第百五十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二十一　第百五十六条の十八の規定による認可

二十二　第百五十六条の二十四第一項の規定による免許

二十三　第百五十六条の二十六において準用する第百五十一条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

二十四　第百五十六条の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二十五　第百五十六条の三十六の規定による認可

②　内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一　第五十五条第一項又は第四項の規定による届出

二　第七十八条の三の規定による届出（証券業協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

三　第七十九条の十八第三項の規定による届出

（四　新設）

四　第百九条の規定による届出

五　第百十七条の規定による届出（取引所有価証券市場ごとの有価証券の売買等の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

六　第百三十四条第二項又は第百三十五条第二項の規定による届出

（八　新設）

③　内閣総理大臣は、証券業協会又は証券取引所につき、裁判所から、破産法第百二十五条第一項又は第二項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十八条の規定による登録

二　第二十九条第一項の規定による認可

三　第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三の規定による第二十八条の登録の取消し

五　第五十六条第一項の規定による第二十九条第一項の認可の取消し

六　第六十八条第二項の規定による認可

七　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

八　第七十四条第二項の規定による同条第一項第十二号に掲げる事項に係る定款の変更の認可（店頭売買有価証券市場を開設又は閉鎖する場合に係るものに限る。）

九　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十　第七十九条の十八第二項の規定による認可

十一　第八十条第一項の規定による免許

十二　第百三十五条第一項の規定による認可

十三　第百四十条第一項の規定による認可

十四　第百五十一条又は第百五十五条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

十五　第百五十二条第一項の規定による認可（取引所有価証券市場の全部の閉鎖に係るものに限る。）

十六　第百五十五条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更又は業務の一部の禁止の命令

十七　第百五十五条第一項第二号の規定による命令

十八　第百五十六条の二の規定による免許又は第百五十六条の十九の規定による承認

十九　第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六条の二の免許の取消し又は第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の二十の規定による第百五十六条の十九の承認の取消し

二十　第百五十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二十一　第百五十六条の十八の規定による認可

二十二　第百五十六条の二十四第一項の規定による免許

二十三　第百五十六条の二十六において準用する第百五十一条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

二十四　第百五十六条の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二十五　第百五十六条の三十六の規定による認可

②　内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一　第五十五条第一項又は第四項の規定による届出

二　第七十八条の三の規定による届出（証券業協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

三　第七十九条の十八第三項の規定による届出

四　第百九条の規定による届出

五　第百十七条の規定による届出（取引所有価証券市場ごとの有価証券の売買等の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

六　第百三十四条第二項又は第百三十五条第二項の規定による届出

③　内閣総理大臣は、証券業協会又は証券取引所につき、裁判所から、破産法第百二十五条第一項又は第二項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

（改正前）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十八条の規定による登録

二　第二十九条第一項の規定による認可

三　第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三の規定による第二十八条の登録の取消し

五　第五十六条第一項の規定による第二十九条第一項の認可の取消し

六　第六十八条第二項の規定による認可

七　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

八　第七十四条第二項の規定による同条第一項第十二号に掲げる事項に係る定款の変更の認可（店頭売買有価証券市場を開設又は閉鎖する場合に係るものに限る。）

九　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十　第七十九条の十八第二項の規定による認可

十一　第八十条第一項の規定による免許

十二　第百三十五条第一項の規定による認可

十三　第百四十条第一項の規定による認可

十四　第百五十一条又は第百五十五条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

十五　第百五十二条第一項の規定による認可（取引所有価証券市場の全部の閉鎖に係るものに限る。）

十六　第百五十五条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更又は業務の一部の禁止の命令

十七　第百五十五条第一項第二号の規定による命令

（十八～二十一　新設）

十八　第百五十六条の三第一項の規定による免許

十九　第百五十六条の五において準用する第百五十一条又は第百五十六条の十一第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

二十　第百五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二十一　第百五十六条の十五の規定による認可

②　内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一　第五十五条第一項又は第四項の規定による届出

二　第七十八条の三の規定による届出（証券業協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

三　第七十九条の十八第三項の規定による届出

四　第百九条の規定による届出

五　第百十七条の規定による届出（取引所有価証券市場ごとの有価証券の売買等の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

六　第百三十四条第二項又は第百三十五条第二項の規定による届出

③　内閣総理大臣は、証券業協会又は証券取引所につき、裁判所から、破産法第百二十五条第一項又は第二項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十八条の規定による登録

二　第二十九条第一項の規定による認可

三　第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三の規定による第二十八条の登録の取消し

五　第五十六条第一項の規定による第二十九条第一項の認可の取消し

六　第六十八条第二項の規定による認可

七　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

八　第七十四条第二項の規定による同条第一項第十二号に掲げる事項に係る定款の変更の認可（店頭売買有価証券市場を開設又は閉鎖する場合に係るものに限る。）

九　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十　第七十九条の十八第二項の規定による認可

十一　第八十条第一項の規定による免許

十二　第百三十五条第一項の規定による認可

十三　第百四十条第一項の規定による認可

十四　第百五十一条又は第百五十五条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

十五　第百五十二条第一項の規定による認可（取引所有価証券市場の全部の閉鎖に係るものに限る。）

十六　第百五十五条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更又は業務の一部の禁止の命令

十七　第百五十五条第一項第二号の規定による命令

十八　第百五十六条の三第一項の規定による免許

十九　第百五十六条の五において準用する第百五十一条又は第百五十六条の十一第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

二十　第百五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二十一　第百五十六条の十五の規定による認可

②　内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一　第五十五条第一項又は第四項の規定による届出

二　第七十八条の三の規定による届出（証券業協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

三　第七十九条の十八第三項の規定による届出

四　第百九条の規定による届出

五　第百十七条の規定による届出（取引所有価証券市場ごとの有価証券の売買等の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

六　第百三十四条第二項又は第百三十五条第二項の規定による届出

③　内閣総理大臣は、証券業協会又は証券取引所につき、裁判所から、破産法第百二十五条第一項又は第二項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

（改正前）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十八条の規定による登録

二　第二十九条第一項の規定による認可

三　第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三の規定による第二十八条の登録の取消し

五　第五十六条第一項の規定による第二十九条第一項の認可の取消し

六　第六十八条第二項の規定による認可

七　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

八　第七十四条第二項の規定による同条第一項第十二号に掲げる事項に係る定款の変更の認可（店頭売買有価証券市場を開設又は閉鎖する場合に係るものに限る。）

九　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十　第七十九条の十八第二項の規定による認可

十一　第八十一条第二項の規定による免許

十二　第八十五条又は第百五十五条第一項第一号の規定による第八十一条第二項の免許の取消し

十三　第百三十四条第二項の規定による認可

十四　第百三十五条の二第六項の規定による認可

（十五　新設）

十五　第百五十五条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十六　第百五十五条第一項第二号の規定による命令

十七　第百五十六条の三第一項の規定による免許

十八　第百五十六条の五において準用する第八十五条又は第百五十六条の十一第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

十九　第百五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二十　第百五十六条の十五の規定による認可

②　内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一　第五十五条第一項又は第四項の規定による届出

二　第七十八条の三の規定による届出（協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

三　第七十九条の十八第三項の規定による届出

四　第百九条の規定による届出

五　第百十七条の規定による届出（取引所有価証券市場ごとの有価証券の売買等の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

六　第百三十四条第三項の規定による届出

③　内閣総理大臣は、証券業協会又は証券取引所につき、裁判所から、破産法第百二十五条第一項又は第二項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十八条の規定による登録

二　第二十九条第一項の規定による認可

三　第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三の規定による第二十八条の登録の取消し

五　第五十六条第一項の規定による第二十九条第一項の認可の取消し

六　第六十八条第二項の規定による認可

七　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

八　第七十四条第二項の規定による同条第一項第十二号に掲げる事項に係る定款の変更の認可（店頭売買有価証券市場を開設又は閉鎖する場合に係るものに限る。）

九　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十　第七十九条の十八第二項の規定による認可

十一　第八十一条第二項の規定による免許

十二　第八十五条又は第百五十五条第一項第一号の規定による第八十一条第二項の免許の取消し

十三　第百三十四条第二項の規定による認可

十四　第百三十五条の二第六項の規定による認可

十五　第百五十五条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十六　第百五十五条第一項第二号の規定による命令

十七　第百五十六条の三第一項の規定による免許

十八　第百五十六条の五において準用する第八十五条又は第百五十六条の十一第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

十九　第百五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

（八　削除）

二十　第百五十六条の十五の規定による認可

②　内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一　第五十五条第一項又は第四項の規定による届出

二　第七十八条の三の規定による届出（協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

三　第七十九条の十八第三項の規定による届出

四　第百九条の規定による届出

五　第百十七条の規定による届出（取引所有価証券市場ごとの有価証券の売買等の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

六　第百三十四条第三項の規定による届出

③　内閣総理大臣は、証券業協会又は証券取引所につき、裁判所から、破産法第百二十五条第一項又は第二項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

（改正前）

第百九十四条の四　金融再生委員会は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により大蔵大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十八条の規定による登録

二　第二十九条第一項の規定による認可

三　第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三の規定による第二十八条の登録の取消し

五　第五十六条第一項の規定による第二十九条第一項の認可の取消し

（六～十六　新設）

六　第百五十六条の三第一項の規定による免許

（十八　新設）

七　第百五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

八　第百五十六条の十一第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

九　第百五十六条の十五の規定による認可

②　金融再生委員会は、第五十五条第一項又は第四項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

（各号　新設）

（③　新設）

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第百九十四条の四　金融再生委員会は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により大蔵大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十八条の規定による登録

二　第二十九条第一項の規定による認可

三　第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三の規定による第二十八条の登録の取消し

五　第五十六条第一項の規定による第二十九条第一項の認可の取消し

六　第百五十六条の三第一項の規定による免許

七　第百五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

八　第百五十六条の十一第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

九　第百五十六条の十五の規定による認可

②　金融再生委員会は、第五十五条第一項又は第四項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

（改正前）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により大蔵大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十八条の規定による登録

二　第二十九条第一項の規定による認可

三　第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三の規定による第二十八条の登録の取消し

五　第五十六条第一項の規定による第二十九条第一項の認可の取消し

六　第百五十六条の三第一項の規定による免許

七　第百五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

八　第百五十六条の十一第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

九　第百五十六条の十五の規定による認可

②　内閣総理大臣は、第五十五条第一項又は第四項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の五十三第三項の規定により大蔵大臣に通知したときは、この限りでない。

一　第二十八条の規定による登録

二　第二十九条第一項の規定による認可

三　第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三の規定による第二十八条の登録の取消し

五　第五十六条第一項の規定による第二十九条第一項の認可の取消し

六　第百五十六条の三第一項の規定による免許

七　第百五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

八　第百五十六条の十一第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

九　第百五十六条の十五の規定による認可

②　内閣総理大臣は、第五十五条第一項又は第四項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

（改正前）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一　第二十八条第一項の規定による免許

二　第三十四条の規定による認可

三　第三十五条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第三十五条第一項の規定による第二十八条第一項の免許の取消し

（五　新設）

五　第百五十六条の三第一項の規定による免許

六　第百五十六条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

七　第百五十六条の十二第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

八　第百五十六条の十四の規定による認可

（②　新設）

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第百九十四条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一　第二十八条第一項の規定による免許

二　第三十四条の規定による認可

三　第三十五条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による命令

四　第三十五条第一項の規定による第二十八条第一項の免許の取消し

五　第百五十六条の三第一項の規定による免許

六　第百五十六条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

七　第百五十六条の十二第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

八　第百五十六条の十四の規定による認可

（改正前）

（新設）